

第 29 号議案

令和8年度 豊後大野市電気事業特別会計予算

(総 則)

第1条 令和8年度豊後大野市電気事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1)	年間販売電力量	2,420,955	k w h
(2)	1日平均発電量	6,633	k w h

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

		収	入	
第1款	電気事業収益			106,524 千円
第1項	営業収益			106,522 千円
第2項	財務収益			0 千円
第3項	事業外収益			1 千円
第4項	特別利益			1 千円
		支	出	
第1款	電気事業費用			71,935 千円
第1項	営業費用			58,284 千円
第2項	事業外費用			8,650 千円
第3項	特別損失			1 千円
第4項	予備費			5,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,300千円は、当年度分損益勘定留保資金5,300千円で補てんするものとする。）。

	収	入	
第1款 資本的収入			1 千円
第1項 利益剰余金			1 千円
	支	出	
第1款 資本的支出			5,301 千円
第1項 電気事業固定資産			5,300 千円
第2項 利益剰余金			1 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、10,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用
- (2) 事業外費用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 12,153 千円

(利益剰余金の処分)

第8条 繰越(又は当年度)利益剰余金のうち1千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 豊後大野市一般会計納付金 1 千円

令和 8年 3月 2日 提出

豊後大野市長 川 野 文 敏